

倫理規程

一般社団法人コンパスナビ(以下「当法人」という)は、その設立の趣意に基づき、国及び地方公共団体や民間公益活動を行う団体と協力の元、主に虐待などを原因として社会的養護の下で生活している児童や、生きづらさを抱えている青少年に対し、社会への自立を推し進めるための支援事業、またそうした青少年を支援している事業者に対しての支援事業を通し、広く地域社会の懸け橋となることで、青少年が目標や生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指し、社会全体に寄与することを目的としている。

このような認識のもと、当法人は、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとする。

当法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(組織の使命及び社会的責任)

第 1 条 当法人は、その設立目的に従い、諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をめざす責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第 2 条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第 3 条 当法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第 4 条 当法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 当法人の役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認められた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第 5 条 当法人の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第 6 条 役職員等は、その職務の執行に際し、当法人との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続に従わなければならない。

2 当法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 当法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第 7 条 当法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第 8 条 当法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第 9 条 当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(連携)

第 10 条 当法人は、国、及び地方公共団体、民間公益活動を行う団体その他関係者が、諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をともにめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連携に努めなければならない。

(研鑽)

第 11 条 当法人の役職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、民間公益

活動の促進による社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第12条 当法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議及び社員総会の承認を経て行う。

附則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

(令和3年7月28日 理事会議決、令和3年8月27日 社員総会議決)